

岩手県告示第729号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

令和2年12月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
大更調剤薬局	八幡平市大更第24地割1番地135	令和2年7月31日
あさひ薬局北上店	北上市花園町一丁目7番8号	〃